

# 使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら



Q1 いつからですか？

A1 令和8年4月1日です。

Q2 対象の施設はどこですか？

A2 次の施設です。

長崎ロープウェイ

Q3 金額はどうか変わりますか？

A3 次のとおりです。

施設名	区分	改正前（現在）	改正後
長崎ロープウェイ	一般	片道 730円 往復 1,250円	片道 1,040円 往復 1,900円
	小学生	片道 410円 往復 620円	片道 520円 往復 950円

Q4 なぜ使用料をあげるのですか？

A4 原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。皆様のご理解をお願い申し上げます。



## 受益者による負担の原則とは？

『税金から補う』ということは、施設を使わない人を含めたすべての市民で負担するということです。  
施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するために使用料を改定いたします。

(問い合わせ先) 長崎市観光政策課  
☎ 095-829-1152 (直通)